

●香川県告示第47号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年2月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 起業者の名称

丸亀市

2 事業の種類

丸亀市飯山南コミュニティセンター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県丸亀市飯山町上法軍寺字沖地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県丸亀市飯山町上法軍寺字沖地内において施行する「丸亀市飯山南コミュニティセンター整備事業」（以下「本事業」という。）であり、丸亀市が地域住民の連帯意識を醸成し、心ふれあうまちづくりを促進する用に供する施設を整備する事業である。

本事業は、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本事業の起業者である丸亀市は、必要となる経費の予算措置を講じていると認められることから、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

丸亀市飯山南コミュニティセンター（以下「本施設」という。）は地区のほぼ中央に位置し、合併前の飯山町が昭和57年に飯山南地区公民館として整備し、合併後、丸亀市が平成18年にコミュニティセンターとして改修した施設である。丸亀市においては、「丸亀市総合計画」の中で、「コミュニティの活性化」を主要施策の1つとして位置づけており、コミュニティセンターは地域力を結集する場として、地域活動の基盤となる施設となっている。しかし、平成8年の都市計画決定により、本施設が国道438号の道路法線にかかることから、移転を余儀なくされることとなった。

現在の本施設は2階建てであるものの、エレベーター等の昇降機は設置されておらず、車椅子等での利用に支障をきたしている。また、駐車場は23台の駐車区画があるが、利用者に対して十分な数とは言えず、行事等の際には不足している状況である。

本事業により、道路事業によって移転を要する本施設の移転先が確保できるとともに、バリアフリーへの未対応や駐車場の不足という本施設の課題の解消を図ることができる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本事業の起業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業の起業地の選定に当たっては、現在の本施設は、その位置が飯山南地区のほぼ中心にあり、地区住民が利用しやすい場所であること、また、隣接する飯山南小学校及び飯山南保育所と連携した行事等を行っていること等を考慮し、選定した3つの候補地について、社会的、技術的、経済的観点から総合的に検討した結果、整備後の本施設の利便性及びアクセス性に優れている起業地が選定されており、その選定は適切であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、道路事業により本施設の移転が必要となっていること、バリアフリーへの未対応や、駐車場の不足という本施設の課題を解消する必要があることから、できるだけ早期に本事業の完成を図る必要があると認められる。

したがって、本事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

丸亀市生活環境部市民活動推進課